

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年7月18日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

監査対象機関名 畜産センター	監査実施年月日 平成31年2月6日
○監査の結果 行政財産(土地)使用料の徴収において、調定が5か月以上遅延していたことは適切でない。	
○措置状況 行政財産使用許可状況の一覧表を作成のうえ、関係職員間で情報共有を図るとともに、担当課長が調定状況の進行管理を行うことでチェック体制を強化することとした。 また、今後は、会計管理課職員を講師として財務会計に関する研修を実施し、所属職員の財務会計に関する知識の向上を図ることとする。	
監査対象機関名 常陸大宮土木事務所大子工務所	監査実施年月日 平成30年11月2日
○監査の結果 源泉徴収所得税等の納付において、支払手続が遅延したこと、並びにこの結果、不納付加算税及び延滞税を生じさせたことは適切でない。	
○措置状況 指摘を受けた事項について、歳計外現金の執行状況を複数の職員でチェックし、税務署への支払期限を明記したうえでの確認作業を確実にすることとした。 今後、財務会計事務の適正実施に向けては、事務処理に慰労の内容職員の相互牽制を働かせたチェック体制をこれまで以上に強化するとともに、財務会計研修等への積極的な参加などにより公金を扱う意識の向上や法令遵守を徹底し、再発防止を図っていく	
監査対象機関名 高萩工事事務所	監査実施年月日 平成30年11月27日
○監査の結果 県道を民有地との境界杭に係る復元工事について、請負業者に対する指示が不十分だったことなどに起因して、境界とは異なる位置に杭を設置したことは適切でない。	
○措置状況 今回の監査結果を受け、道路の維持管理に係る工事はもとより、事務所発注の工事全般について、原則、受注者に対する指示、承諾は書面により行うことを徹底することとした。 また、権利関係に係るものは、十分な資料調査や現地調査をこれまで以上に複数で徹底して行い、再発防止に努めることとし、さらに、研修を実施し、職員の知識、資質向上を図り、適正な事務の遂行に努めることとした。	

監査対象機関名 銚田工事事務所	監査実施年月日 平成30年12月14日
○監査の結果 茨城県河川流水占用料等徴収条例に基づく土地占用料の徴収において、土地占用料の算定を誤ったこと及び複数年分を調定し過大に徴収していたことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、関係職員を対象に占用許可システムの操作研修を実施するとともに、併せてチェックリストを整備し、チェックを行うこととした。 今後は同様の事例が発生しないよう、適正的確な事務事業の執行に努めていく。	